

南関町空家等家財処分等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等の利用の活性化を図るとともに、町内への移住及び定住を促進するため、空家等の家財等の搬出、処分等に要する経費に対し、予算の範囲内でその経費の一部を補助するものとし、その交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 本町の区域内に存する建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- (2) 所有者等 空家等に係る所有権その他の権利により、当該空家等の売却若しくは賃貸等を行うことができる個人をいう。
- (3) 入居者 空家等に売買契約又は賃貸借契約に基づいて入居することが決定した個人をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 所有者等又は入居者
- (2) 町税等を滞納していない者
- (3) 南関町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でない者
- (4) 契約等に係る相手方の3親等以内の親族でない者

(補助対象事業)

第4条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が空家等を活用することを目的として実施する次の事業とし、売買契約又は賃貸借契約の締結の日から起算して1年以内の実施されるもので、かつ、申請年度内に完了するものとする。

- (1) ごみの処理に係る収集、運搬及び処分
- (2) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）により指定された家電製品の処分
- (3) 家財等の搬出、運搬及び処分
- (4) 敷地内の樹木伐採、草刈等
- (5) 空家等内の清掃
- (6) その他町長が必要と認めるもの

(補助対象経費)

第5条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助

対象事業の実施に直接必要と認められる経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内で、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、10万円を上限とする。

2 補助金の交付は、同一の空家等につき1回とする。

(交付申請)

第7条 補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、南関町空家等家財処分等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の見積書の写し
- (2) 補助対象事業の事業実施前の状況がわかる写真
- (3) 町税等の未納がない証明書
- (4) 空家等に係る売買又は賃貸借契約書の写し
- (5) 空家等の登記事項証明書（未登記の場合は固定資産課税台帳）
- (6) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、前条の申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、南関町空家等家財処分等支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の変更の申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、当該事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに南関町空家等家財処分等支援事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、南関町空家等家財処分等支援事業補助金変更（中止）決定通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は補助対象事業が完了したときは、速やかに、南関町空家等家財処分等支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業実施後の状況が分かる写真
- (2) 支払を証明する書類等の写し
- (3) 入居者世帯の住民票謄本（賃貸借契約による入居者が申請する場合）
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の実績報告書の提出を受けた場合は、速やかに内容を審査

し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、南関町空家等家財処分等支援事業補助金交付確定通知書（様式第6号）により、補助対象者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第12条 交付決定者は前条の規定による通知を受けたときは、南関町空家等家財処分等支援事業補助金交付請求書（様式第7号）により町長に補助金の交付を請求しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

（権利譲渡の禁止）

第13条 交付決定者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（交付決定の取消し等）

第14条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、補助金の交付の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときはその全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 前2号のほか、町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、南関町空家等家財処分等支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により既に交付した補助金の返還を命ずるときは、南関町空家等家財処分等支援事業補助金返還通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。